

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※ 処 理 事 項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

令和 年 月 日 市町村長殿	所在地	郵便番号										
	フリガナ											
	名 称											
	代表者の職氏名											
個人番号又は法人番号												
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日						
フリガナ			円	円	円	令和 年 月 日						
氏 名												
生年月日	年 月 日	(旧姓)										
個人番号												
受給者番号												
1月1日現在の住所												
異動後の住所												

特別徴収義務者 指 定 番 号		
整 理 番 号		
連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係	
	氏名	
電 話	()	— 番
異動の事由 1. 退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 合 併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収 税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ※3を選択した場 合は、一括徴収で きない理由を選 択してください。	一括徴収した税額は 月分 納入します。 月 日 納入

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
(1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

一 括 徴 収	一括徴収の理由	徴 収 予 定			一 括 徴 収 し な い 理 由 1. 異動の日が6月1日～12月31日 までの間で、本人から申出がない ため。 2. 異動の日が1月1日～4月30日 までの間で、残税額(上記(ウ) の額)を超える給与、又は退職手 当の支払いがないため。 3.
	1. 異動が12月31日までで、 申出があったため 月 日申出	徴収予定 月 日	徴収予定 額	徴収予定 額合計 (上記(ウ)と同額)	
	2. 異動が1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	
	異 動 者 印	・	円	円	

*「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1 普 B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 普 C	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額〇〇万円以下)
3 普 D	給与の支払いが不定期 (例:給与の支払いが毎月でない)
4 普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、 該当番号 番により、 普通徴収の 期から 4 期までを 月分から 特別徴収し納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号										
		フリガナ											
		名 称											
		代表者の職氏名											
個人番号又は法人番号													
受給者番号			特別徴収義務者 指 定 番 号		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号		係			氏名			
			給与支払方法 及びその期日		電 話		()	— 番		特徴納入書 の 送 付		必要	不要

ご注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付
願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませた
うえで、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載
せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」
は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。